

写

平成24年7月29日

財務大臣
安住 淳 様

東日本大震災からの復興に関する
要 望 書



三陸沿岸道路 気仙沼湾横断橋イメージ図

気仙沼市

要 望 書

震災後1年4か月が過ぎ、今年も被災地に暑い夏がやってきました。

多くの尊い人命が奪われ、生活基盤や産業基盤に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向け、気仙沼市におきましては、災害復旧費や復興交付金をはじめとする国の財源措置を活用するとともに、全国・全世界から、継続的に多くの支援を受けながら、市土基盤の整備、産業再生・雇用創出など、市民、民間団体、行政が一丸となって復興に取り組んでおります。

しかしながら、復興は未だ緒についたばかりであり、被災者への支援、地域再興等について、今後も十分な財政的支援が必要でありますので、実情を御賢察の上、被災地・被災者に対し、万全な取り組みをされますよう、切にお願い申し上げます。

1 復興予算の十分な確保をお願いします。

東日本大震災に対する復旧・復興予算については、これまで事業の進捗に合わせて予算化されてきたところですが、今後本格的に復興事業が進展するに従い、大幅な財政需要の増大が確実に見込まれることから、地域の復興を支援する予算を十分確保していただきますようお願い申し上げます。

2 JR気仙沼線及び大船渡線について、鉄道での早期復旧・復興を図るため、国による財政支援をお願いします。

壊滅的な被害を受けたJR気仙沼線及びJR大船渡線は、通学・通勤や通院等、沿線住民の生活面の重要な足であるとともに、観光等産業面においても復興に必要不可欠な路線であり、被災地の復興の原動力となる鉄道の早期復旧が望まれております。

一方で、東日本旅客鉄道株式会社では、地元自治体のまちづくりに合わせたルート変更や高盛土工法、高架等の復旧工法となる場合、事業費が莫大となることから、国に対し財政的支援を求めているところであり、鉄道復旧に対する国の支援が是非とも必要であります。

つきましては、東日本旅客鉄道株式会社が行う鉄道の復旧に対する国による財政支援について格別の御配慮をお願い申し上げます。

3 三陸沿岸道路の気仙沼湾横断橋の早期整備に係る予算確保をお願いします。

三陸沿岸道路は地域の復興に必要不可欠な路線であり、一日も早い完成が待たれております。

特に、気仙沼湾横断橋を含む(仮)気仙沼IC～(仮)唐桑南IC間については、住居系市街地や基幹産業である水産加工業等の集積地として復興事業を進めている南気仙沼地区、鹿折地区、赤岩港地区等からのアクセスが容

易となることや、震災直後に孤立化した気仙沼大島からの接続性が良いことなどから、これまで懸案となっていた物流等の効率化が図られ、水産物等の販路拡大や品質の向上、救急医療や防災機能の拡充、さらには市街地の交通渋滞緩和等の効果が期待されております。

このようなことから、国において、復興を加速させるため、(仮)気仙沼IC～(仮)唐桑南IC間の早期整備のための最大限の予算確保をお願い申し上げます。

4 がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用を認め、所要の予算確保をお願いします。

建築基準法第39条の災害危険区域指定以前に、先行して個人移転を行った住宅再建者等について、着手時期による制度適用の不公平を是正するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の津波発生日直後までの遡及適用を認め、所要の予算を確保していただきますようお願い申し上げます。

5 現行制度において適用外の民地の土地嵩上げに対する補助制度の創設・既存制度の拡充や、国による財政支援をお願いします。

今回の震災においては、地盤沈下の影響が大きく、被災地の早期復旧・復興には土地の嵩上げが急務であります。

しかしながら、土地の嵩上げについては、土地区画整理事業、水産加工施設等の集積地内の嵩上げ及び中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等で限定的にしか認められておらず、嵩上げを実施する制度がないことで復興の将来像を描けないまま、検討を進められない地域が存在しております。

このことから、現行制度で対象とならない土地の嵩上げに対する補助制度の創設・既存制度の拡充や財政支援をお願い申し上げます。

6 被災者の住宅再建に関する市独自の支援事業について、国による財政支援をお願いします。

被災者は、住宅再建に当たって、経済的に非常に厳しい状況にあるとともに、同じような被災状況であっても既存の各種補助スキームの対象者と非対象者が発生するなど不公平感が非常に強くなっております。

各自治体はこのような声に応えるため、独自の補助施策を創設し対応しようとしていますが、莫大な事業費が必要で、財政的余裕が無い被災自治体で実施することは不可能であることから、国の財源措置をお願い申し上げます。

7 被災地の住宅再建促進のため、消費税増税に係る負担の軽減をお願いします。

被災地の住宅再建はこれから本格化してまいります。今般の消費税増税法案は平成26年4月に税率を8%、27年10月に10%とするもので、被災者の住宅再建を著しく阻害することから、復興を促進するため被災地の住宅再建などに関し、消費税増税を一定期間猶予していただきますようお願い申し上げます。

8 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の予算の増額及び次年度以降も予算措置されるようお願い申し上げます。

当該補助事業に係る本年度の当初予算額は500億円と大変限られており、第5次申請においては、本市からの申請のうち347者の中小事業者で構成するグループ（補助申請額164億円）が不採択となっております。

被災地において復興を目指す全ての企業グループにとって必要不可欠な補助でありますので、要件を満たすすべての申請事業者が支援を受けられるよう本年度の補正による予算の増額をお願い申し上げます。

また、今後、インフラ等が整備されるにつれ、新たに復旧が可能となる中小事業者も生じてくることから、そうした事業者が当該事業を活用できるよう次年度以降も予算措置されるようお願い申し上げます。

9 造船所などの復興・集約移転・高度化事業に対し、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業と同等の支援制度創設をお願いします。

造船所では、地盤沈下により船台が大幅に短縮したことで、現在地での大型船の建造・修理ができないなど重大なダメージを受けました。

本州関東以北において、鉄鋼漁船建造に関し最大の実績がある本市造船業が復興していかない限り、東北地方のみならず、全国の漁船漁業に与える影響が甚大であることから、将来展望を見据え、造船所等の集約移転及び高度化を計画しております。

しかし、現状では、本事業に係る補助制度がないことから、水産業共同利用施設復興整備事業あるいは中小企業等グループ施設等復旧整備事業と同等の新たな支援制度の創設とともに、所要の予算を確保していただきますようお願い申し上げます。

10 魚市場使用料に対する財政支援をお願いします。

気仙沼漁業協同組合（本市魚市場の卸売業者）は、卸売金額の0.5%を魚市場使用料として管理者である気仙沼市に支払っておりますが、震災により水揚げは激減し、気仙沼漁業協同組合の収入も大きく減っていることから、使用料は卸売金額の0.5%とはいえ大きな負担となっております。

このため、本市としては使用料の減免により同組合の負担軽減を図ることが必要と考えておりますが、本市の財政状況は震災対応等から極めて厳しい状況にあります。

この状況は本市に限らず被災自治体いずれにも共通するものと考えております。

市場開設者（設置者・管理者）である自治体が魚市場卸売業者に緊急的に使用料を減免する場合、その歳入減に対し、現行では、地方公営企業が減収対策として発行する震災減収対策企業債に係る利子の1/2を補填するとの支援措置の適用が可能となっておりますが、支援策としては極めて僅少な内容であるため、減免額に対する直接的な財政支援措置を講じられますようお願い申し上げます。

11 被災者の介護保険、国民健康保険に係る保険税(料)、利用者負担及び医療費一部負担金の減免措置の延長をお願いします。

被災者を取り巻く状況はなお厳しく、その支援を継続していくことが不可欠であることから、平成24年9月まで延長された介護保険及び国民健康保険に係る保険税(料)並びに、介護保険利用者負担及び医療費一部負担金の減免措置を平成26年度まで(第5期介護保険事業計画期間中)継続実施していただきますようお願い申し上げます。

12 校庭に応急仮設住宅を建設した学校に通学する児童・生徒の運動不足が懸念されることから、仮設運動場の確保及び整備に係る国の財政支援をお願いします。

応急仮設住宅については、早期の建設が求められ、一方で安全で広い土地の確保が困難だったことから、やむを得ず、学校の校庭を利用し建設を行いました。校庭が使用できないことにより、授業やクラブ活動が制限され、児童・生徒の体力維持・向上に与える影響が大きいことから、学校の近隣に仮設運動場を設置するための用地の確保や整備・維持に関して、国の財政支援をお願い申し上げます。

13 放射能関連被害に係る東京電力への損害賠償が確実に確保されるようお願いします。

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による風評被害について、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針には、宮城県は賠償対象地域とされていないことから、風評被害により漁獲自粛等を行い損害を被った場合の賠償請求には、放射性物質との因果関係を明確にする必要がありますが、これは非常に困難なことであります。

また、自治体や企業においては、食の安全を確保し、消費者に安心して食物を購入してもらうため、放射性物質の検査をしているところもありますが、それに伴う機器購入費や検体料、人件費等は自らが負担しているところがあります。

このことから、風評被害による賠償対象地域に宮城県も加えらるとともに、自治体や企業における放射性物質測定に伴う経費についても賠償の対象とするようお願い申し上げます。

海と
生かす